

## 豊見城市告示第35号

### 豊見城市電子意見箱等の設置及び運営に関する要綱

豊見城市電子意見箱の設置及び運営に関する要綱（平成17年豊見城市告示第7号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この告示は、市民との協働のまちづくりを推進し、市民参画を促進するため、電子意見箱及び市民の声投書箱（以下「電子意見箱等」という。）を設置し、投稿（投かんを含む。以下同じ。）される市政への意見、提言、質問、相談その他これらに類する市民の声（以下「意見等」という。）に市長が責任をもって回答するとともに、意見等及びその回答を公開することに関し必要な事項を定めるものとする。

（投稿手段）

第2条 電子意見箱等への投稿は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

- （1） 電子意見箱 市ホームページで公開する投稿フォームから投稿
- （2） 市民の声投書箱 市民の声届出書（別記様式）を市役所、市中央公民館その他市長が指定する場所に設置された市民の声投書箱へ投稿

（投稿）

第3条 電子意見箱等へ投稿をし、回答を求める者は、次の事項を明記しなければならない。

- （1） 氏名（法人その他の団体（以下次号において「法人等」という。）にあつては、名称及び代表者の氏名）
- （2） 住所（法人等にあつては、事業所等のある所在地）
- （3） 電話番号又は電子メールアドレス

（回答）

第4条 市長は、電子意見箱等に投稿された意見等のうち回答を要するものについては、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日数以内に書面、電話又は電子メールで回答するものとする。

- （1） 電子意見箱 投稿した日から起算して14日以内
- （2） 市民の声投書箱 投稿した日から起算して30日以内

2 市長は、前項に規定する期間内に回答をすることができないときは、投稿者に対し速やかに電話又は電子メールにより、理由及び対応状況を連絡するものとする。

3 市長は、第1項の規定により回答を要する意見等であつて、次の各号に該当するものについては、回答しないことができる。

- （1） 前条各号に掲げる事項を明記していないもの
- （2） 他の者及び団体の通信の秘密又はプライバシーを侵害するもの
- （3） 他の者及び団体をひぼう、中傷又は差別するもの
- （4） 著作権等、他の者及び団体の知的財産権を侵害するもの

- (5) その他、他の者及び団体の権利又は利益を侵害するもの
- (6) 有害なプログラムを含むもの
- (7) 偽造、虚構及び詐欺的なもの
- (8) 法令及び条例等に違反又は違反するおそれのあるもの
- (9) わいせつ、暴力、残虐等公序良俗に反するもの
- (10) 営利を目的としたもの
- (11) 前各号に掲げるもののほか回答することが不適切と思われるもの  
(意見等の回付等)

第5条 市長は、意見等が本市以外の行政庁の業務に関わるものであるときは、当該行政庁を投稿者に紹介することができる。ただし、市内の公共的団体に関わるものであるときは、必要に応じ当該意見等をこれらのもとに送付又は連絡し、その旨を投稿者に報告する。

(公開)

第6条 意見等の内容及びその意見等に対する回答（個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報に該当する部分を除く。）は、市ホームページにおいて公開するものとする。ただし、第4条第3項各号（第1号を除く。）に該当するものはその限りでない。

(補則)

第7条 この告示に定めるもののほか、電子意見箱等の設置、運営その他この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。